

6 静岡県議会決算特別委員会分科会設置・運営要綱

(平成 25. 10. 29 決算特別委員会)

(沿革)平成26. 10. 1・27. 10. 2・28. 5. 17・28. 7. 11・29. 4. 14・30. 4. 11改正・令和2. 4. 9 改正

第1 趣旨

この要綱は、決算特別委員会（以下「委員会」という。）における部局別審査のため、分科会の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

第2 分科会の設置等

委員会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所管は、委員会の所管のうち、それぞれ同表の右欄に掲げる部局等に関するものとする。

名 称	所 管
総 務 分 科 会	知事直轄組織、経営管理部、出納局、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会事務局並びに他の分科会の所管に属しない事項
危機管理くらし環境分科会	危機管理部及びくらし・環境部
文化観光分科会	スポーツ・文化観光部
厚生分科会	健康福祉部及びがんセンター局
産業分科会	経済産業部、企業局及び労働委員会
建設分科会	交通基盤部及び収用委員会
文教警察分科会	教育委員会及び公安委員会

第3 分科会委員

分科会は、それぞれ静岡県議会委員会条例（昭和 31 年静岡県条例第 25 号）第 2 条に規定する常任委員会（以下「常任委員会」という。）の委員（ただし、議長、副議長及び監査委員は除く。）をもって充てる。

第4 分科会委員長及び分科会副委員長

分科会に、分科会委員長及び分科会副委員長を置き、それぞれ当該分科会に対応する常任委員会の委員長及び副委員長をもって充てる。

第5 分科会委員長の権限及び職務代行

- (1) 分科会委員長は、会議を開閉し、議事を整理し、秩序を保持する。
- (2) 分科会委員長に事故があるとき又は欠けたときは、分科会委員長が予め定めた順序により分科会副委員長が分科会委員長の職務を行う。

第6 会議

- (1) 分科会は、分科会委員長が招集する。
- (2) 分科会は、分科会委員定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (3) 分科会は、各常任委員会室で開催する。
- (4) 分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7 会議の公開

会議は、公開とする。ただし、会議において、公開しない旨を決めた場合は、非公開とすることができる。

第8 会議の傍聴

会議の傍聴に関しては、静岡県議会委員会条例に定める委員会の例による。

第9 報告

分科会委員長は、分科会における審査の概要及び結果並びに意見を取りまとめ、委員会で報告するとともに、分科会報告書を決算特別委員会委員長に提出する。

第10 会議録

分科会委員長は、会議の開催年月日時、出席委員の氏名、議事の経過その他必要な事項を記載した会議録を調製し、署名しなければならない。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関しては、会議において決める。

附 則

この要綱は、平成25年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月9日から施行する。